

令和7年10月29日
栃木労働局

職業安定部職業対策課における誤送信による個人情報漏えいについて

栃木労働局（局長 川口 秀人）は、職業安定部職業対策課で発生した個人情報漏えいについて、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

令和7年9月26日、職業安定部職業対策課（以下「対策課」という。）の職員が、雇用関係助成金の電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して申請を行ったB社に対し、システムのコメント情報（メール機能）により添付書類の修正を依頼する際、B社に送信すべきところ誤ってC社に送信したため、コメント情報に記載したB社の代表取締役の氏名が漏えいする事案が発生した。

2 事実経過

- （1）令和7年9月26日午後、職員Aは、システムを利用して申請を行ったB社の申請書類のうち、添付書類に記載の代表取締役の氏名が誤っていることを確認したため、B社宛て修正した書類をシステムにて送付するよう依頼コメントを作成し送信した。
- （2）同日、職員Aがシステムの電子申請画面を再確認したところ、B社に送信すべき内容をC社に誤送信してしまったことに気付き、誤送信したことを上司の職員Dに報告した。その時点では職員Dは依頼コメントに個人情報が含まれていることの認識がなかった。
その後、職員Aが誤送信先のC社に電話で謝罪した。
- （3）令和7年9月29日、職員Dがシステムの内容を詳細に確認したところ、「コメント情報」欄に代表取締役の個人名が入力されていたことが判明した。
- （4）判明後、対策課より総務部総務課に情報漏えい事案の発生を報告した。
- （5）職員DがC社に対して電話で謝罪するとともに、第三者に漏えいしていないことを確認した。
- （6）職員DがB社に対して電話で経過説明の上、謝罪した。

3 発生等原因

- （1）システムの申請事業所一覧画面からB社の申請情報をクリックしようとした際、スクロールボタンに触れ、B社でなくC社をクリックしていることに気付かなかったこと。
- （2）システムのコメント情報入力後の送信前に、送信先の事業所名を確認する基本動作を怠ったこと。
- （3）コメント情報を送信する前に別の職員が入力ミスをしていないかの確認を怠ったこと。
- （4）誤送信及び個人情報の漏えいが発生した後、上司等への報告が遅れたこと。

4 二次被害の有無

システムでC社に送信した文面は、システムの仕様により削除できずそのままとなっているが、C社に対して当該内容を他者に公開しないよう説明し了承を得ていることから、二次被害が発生する可能性は低いと考えている。

5 再発防止策

(1) 職業安定部における取組

- 9月30日、課長から課内の全職員に対して、①システムで事業所を検索する場合には申請番号で検索し、当該事業所のみ表示すること、②システムのコメント情報を使用して申請事業所とやり取りする場合には宛先及び送信内容等に誤りがないか複数人による確認を徹底すること、③コメント情報には個人情報を入力しないことの3点のほか、改めて基本動作の徹底を指示した。

また、課長から課内の全職員に対して、「個人情報保護に関する研修テキスト」の漏えい事案発生時の緊急自主点検を実施するよう指示し10月3日完了した。

同日、職業安定部長から各課室及び各公共職業安定所に対して、疑い事案も含めて個人情報漏えいが発生した場合は、所属長及び安定部に直ちに報告するよう指示した。

- 10月1日、課長から管内の公共職業安定所に対して、事案の概要、経過、発生原因を共有するとともに、システムのコメント情報を使用する場合の注意喚起（上記①から③）を行った。
- 10月17日開催の署所長会議後の所長会議において、職業安定部長から当該事案の概要について説明し注意喚起するとともに、基本動作を徹底するよう改めて指導した。

(2) 労働局における取組

- 9月30日、総務課長から労働局内各部室、各労働基準監督署及び各公共職業安定所に対して、事案の概要、経過、発生原因を共有し注意喚起するとともに、保有個人情報漏洩防止ハンドブック（令和5年4月改訂）に基づき基本動作を徹底するよう改めて指導した。
- 10月17日に開催の署所長会議において、総務部長から当該事案の概要について説明し注意喚起するとともに、同ハンドブックに基づき基本動作を徹底するよう改めて指導した。

担 当	栃木労働局職業安定部職業対策課
	課長 松本 和彦
	地方職業安定監察官 鈴木 幾久
	電話 028(610)3557